

委員 長 談 話

徳島県人事委員会委員長 高畑 富士子

本日、本委員会は、県議会及び知事に対し、職員の給与に関する勧告等を行いました。

人事委員会の給与勧告制度は、公務員が労働基本権を制約されていることの代償措置として、民間の給与水準や国家公務員の給与制度等との均衡の下、社会情勢に適応した職員の適正な処遇を確保しようとするものであります。

本委員会が実施した職種別民間給与実態調査の結果、ベースアップを実施した民間事業所の割合が昨年比べて増加するなど、賃金引上げの動きが見られました。こうした動きを反映して、本年4月分の月例給については、職員の給与が民間給与を1,433円下回る結果となりました。この公民較差の解消を図るため、給料表の水準を引き上げるとともに、地域手当の支給割合の引上げを実施することとしました。

また、期末手当・勤勉手当（ボーナス）についても、民間事業所における好調な支給状況を反映して、職員の年間平均支給月数が民間事業所の支給割合を0.1月分下回っていたことから、年間4.20月分に引き上げることとしました。

このことは、日々、職務に精励している職員の士気の一層の向上につながるものと期待しております。

職員各位におかれては、公務員を取り巻く諸般の状況の下、全体の奉仕者として県民の期待と信頼に応えるべく、効率的で質の高い行政サービスを提供できるよう、全力を挙げてその職責を果たされますよう要望いたします。

県民各位におかれましては、職員が行政の各分野において、県民福祉の向上に真摯に取り組んでいる実情について、深い御理解を頂きますようお願いいたします。

平成27年10月13日